「平和と人権」市民ネットワーク情報 No.24-3（通算 107 号）
事務局発行（TEL 0557-45-1182） http://peaceito.moo.jp 2024.3/5

地域に活動の輪を！ ～「川奈・吉田９条の会」2 月例会

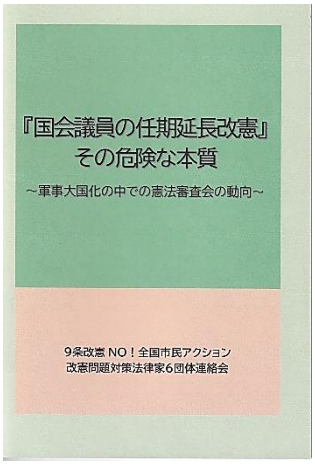

◆2 月 26 日、川奈聖書教会をお借りして 第８回「川奈・吉田９条の会」を開きました。参加したのは５名でした。人数は少ないですが、二ヶ月に一度、欠かさずに例会を開いています。今回は、三好がパンフ「『国会議員の任期延長改憲』 その危険な本質」をテキストに、スライドを使って内容を説明しました。横 2 メートルはあろうかという大画面に鮮やかに拙作スライドが映し出され感嘆!「馬子にも衣裳」の思いをしました。スライド作りの基にした文章を後掲しましたので参照してください。

40 分の説明のあと質疑に入りました。こんな意見が交わされました。

・岸田首相は「先送りできない課題だ」といって改憲に前のめりだが、能登半島地震の被災者支援など、先送りできない課題は他にたくさんある。むしろ、どさくさ紛れて改憲しようとしている。

・任期延長改憲の目的は何だろうか。改憲そのものが狙いで、９条改憲の突破口にしようとしているのではないか。

・43 兆円の軍事費をさらにふやそうとしている。いったいどこまで軍拡する気なのか。

➜想定敵国の中国に比肩する軍事力を保有するまで。

➜軍需産業は戦争したくて仕方ない。馬毛島の基地建設で 7,000 億円も使われている。

・母は「気が付いたら戦争になっていた」と語っていた。そうならないため、今が戦争を止めるときだが、普通の人たちにどう伝えていったらいいだろうか。

・今日の報告を聞いてウクライナの大統領選挙を考えた。ウクライナをどうするかはウクライナ国民自身が決めることだ。戦火の中でも選挙によって国民の意思を表明し国をどうするのか決めるべきだと思った。

… …

参加者の関心は、戦争と戦争に向かう日本の今に向けられていました。一人一人の思いを他の人に語り、さらに思いを深めていくことに少人数の集まりのよさがあると思いました。

次回は、4 月 23 日（火）10:00～、山口牧師に「パレスチナ問題の過去と今」について語っていただく予定です。皆さんのご参加をお待ちしています。

資料　国会議員の任期延長改憲について

三好康昭

(1)はじめに

岸田首相は 1 月 30 日、通常国会の施政方針演説で、「自分の総裁任期中に(憲法)改正を実現したい。条文案の具体化を進める。」と表明した。ここでいう条文案とは国会議員の任期延長を定める条文案のことである。改憲は 9 条でもなく、いわゆる緊急事態における国民の権利制限でもなく、議員の任期延長という傍流から進められようとしている。それはなぜか、果たして総裁任期の 9 月までに改憲できるのか、改憲案にどんな問題点があるのか、検討したい。

施政方針演説をする岸田文雄首相＝30日、衆院本会議

※首相が施政方針演説の中で改憲意欲を明言することに問題はないか。「自民党総裁として」なら憲法尊重擁護義務(憲法 99 条)に反しないのか。

(2)憲法審査会の動き

衆・参に置かれた憲法審査会は、憲法問題をフリーに議論する場であると同時に、憲法改正案を審議し改正条文を成案化し、本会議に諮る。改憲に執念を燃やした安倍首相が退陣した後、審査会は活発にひらかれ、衆議院の憲法審査会では、「国会議員の任期延長」条文案の候補(=2 党 1 会派案)が示され、会としての条文案が取りまとめられようとしている。この動きを主導しているのは日本維新の会、国民民主、有志の会であり、自民党も公明党も大筋でこの案に異論はない。立憲民主は消極、共産、社民、令和は反対、というスタンスである。

参議院の憲法審査会の方は改憲論議が進んでいない。具体的な条文案も示されていない。その理由は後に述べる。

衆院の憲法審査会＝16日午前10時21分、国会内、上田幸一撮影

(3)どんな案か

維新、国民民主、無所属の有志の会派が提出した改憲案はどのようなものか。パンフの 30 頁に載せられている。

ⅰ)外からの武力攻撃、大規模な自然災害、などの緊急事態が発生し、

ⅱ)衆議院総選挙又は参議院通常選挙が 70 日を超えて実施することが困難であることが明らかなとき、

ⅲ)国会の 2/3 以上の議決により、議員の任期を 6 カ月の範囲で延長できる。再延長も可能。

(4)なぜ議員任期の延長が必要なのか

衆議院が解散され総選挙を実施するまでの間に緊急事態が生じたときは、参議院の緊急集会を開いて応急の対応をする（憲法 54 条 2 項）。改憲派(維新、国民民主、有志の会、に自民・公明を加えた 5 党派)はこの規定では不十分だという。その理由は以下の通り。

ⅰ)憲法 54 条 2 項は「解散」の時しか定めて

いない。任期満了の場合はどうするのか。

ⅱ)参議院の緊急集会は衆議院が解散されてから 70 日を越えて開くことはできない。解散から 70 日以上、選挙が実施できない時は緊急事態に対処できない。

ⅲ)緊急集会は応急的なもので、国会機能を維持するのには不十分である。

※参議院の憲法審査会が改憲審議に積極的でない理由は、この『議員任期の延長案』では参議院の緊急集会の存在意義が薄まってしまうからである。

(5)改憲派の「改憲理由」に合理的な理由があるか

ⅰ）について

学説…54 条 2 項は「解散」の場合を規定しているが、「任期満了」の場合にも適用することに不都合はない。(p17 上段)

ⅱ)について

学説…54 条 1 項は解散から特別会(総選挙後開かれる国会)までの期間を 70 日以内と定めている。しかし、大規模災害など緊急事態が発生し、選挙の実施が困難な時は、議員の任期を延長するのではなく、54 条 1 項の例外として、**解散から特別会の開会まで 70 日を越えることを認めて**、その間は参議院の緊急集会で対応できることにすればよい。(p18)

ⅲ)について

議員の任期を延長して国会機能を維持しようとするのは**国民の選挙権と切り離して議会制度を維持しようとするもの**であり、民主主義=国民主権を軽視するものである。(p9 下段)

(6) 任期延長改憲のもう一つの狙い・目的

①二党一会派案には緊急事態下での内閣による法律に代わる政令の制定権が入っていない。内閣の独裁につながるとして批判が強いからである。任期延長案にはその危険がなく抵抗が少ないと踏んだ。**抵抗が少ないところからまず憲法改正を図ろうという狙い**である。

②二党一会派案は「わが国に対する外部からの武力攻撃」を緊急事態の発生要件に書き込んでいる。**憲法条文にはじめて「戦争」が書き込まれる。**次は、戦時の場合の内閣の権能や国民の義務などが立法化され、「本丸」の 9 条改憲、緊急事態条項創設へと向かうことになるだろう。(p28)

③要するに、**任期延長改憲は「本丸」の改憲に向けた呼び水、導火線にする**ことが真の狙いだろう。(p29 下段)

(7)二党一会派の条文案に対する批判

①立法事実がない。日本全土の広範な地域で長期間選挙が出来なくなるような緊急事態が起こる可能性は考えられない。隕石衝突とか日本沈没とか、ありえない事態を想定している。(p20)

②緊急事態の要件である「選挙の一体性が害されるほど広範な地域」という概念がばく然としていて、恣意的に認定されるおそれがある。また、延長期間が更新される場合の判断基準(選挙が適正に実施できない)も明確でない。(p11 中段)

(8)任期延長と国民主権

議員の任期延長案の最大の問題は、選挙に基づかない議員と内閣の居座りを許す、ということにある。日本は代表民主制を採っているので、選挙で選ばれた議員と議員によって選ばれた内閣が統治権を行使する。「国家権力を正当化する根拠は究極的には国民にある」というのが国民主権の要諦である。**議員の任期延長というのは、選挙を経ない者に議員の資格を与えること**であ

り、この議員には国民を代表する正統性が認められない。したがって任期が延長された議員で構成する議会もまた正統性を持たない。

任期延長改憲は国民の選挙権を奪うものであり、「憲法の基本原理である国民主権を侵害し」「憲法上許されない改憲案」である。(p24~25)

《スライド NO19》↓

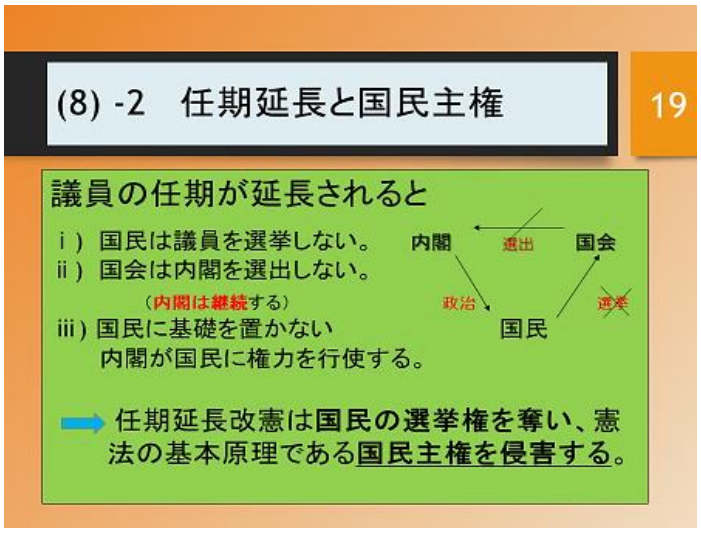

(9)付論―国民主権の意味―

国民主権の意味については二つの考えがある。

①一つは、国民を拘束する権力=統治権に国民が服するのは、その権力が国民によって信託されたもの(憲法前文)であるから、という**権力の正当化の根拠**として語られる場合。信託の具体的方法が選挙であるから、選挙を経ない代表者(と言っていいか)はその地位も、彼が行使する権力も正統性がなく、国民を拘束する力を持たない。

②もう一つの意味は、**政治のあり方を最終的に決定する力**は国民にある。その力は代表者の選出－選挙―だけに限らない。憲法改正国民投票のように、国民の意思で直接に政治のあり方を決定することもあるし、むしろ、それが国民主権の本来のあり方である。

パンフは①の意味の国民主権の見地から、選挙を経ない議員と内閣の正統性に疑問符を突きつける。国民主権と選挙を不即不離の関係と捉えている。

私自身は②の意味で国民主権を捉えることにシンパシーがあって、選挙の意義について懐疑的なところがあった。このパンフで紹介されている長谷部教授の説明を読んで、国民主権を制度的に支える選挙の意義について目を開かれる思いがした。そしてまた、今の選挙制度や公選法などが、国民主権の制度的基盤にふさわしい選挙制度になっているかどうかを検証することの必要性も感じた。

(以上)

お　知　ら　せ

① 講演会のお知らせ（同封 or 添付のチラシを参照）

３月２４日(日) 13:30～富戸コミセン

岩井孝「災害と原発を考える」(資料代 200 円)

② 使わなかった年賀状、書き損じのハガキや過去の年賀状をご寄贈ください。

新ハガキと交換し、議員や市民への要請・宣伝に使います。

③ 紙面に掲載したい記事や意見、主張などを募集しています。　三好まで

〔三上智恵監督の最新ドキュメンタリー映画「戦雲」の原本〕